

(訟ろ-02)

平成22年6月7日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 岡崎 克彦

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 高橋 康明

最高裁判所事務総局総務局第三課長 曾根 啓子

刑事損害賠償命令手続から民事訴訟手続に移行した場合の犯罪被害者等の特定事項への配慮について（事務連絡）

民事訴訟手続への移行により民事通常訴訟事件記録につづり込まれた刑事損害賠償命令事件記録のうち、訴状とみなされる刑事損害賠償命令申立書及び仮執行宣言が付された刑事損害賠償命令書等の書面並びに特例による書証の申出があったものは、民事訴訟法第91条にいう「訴訟記録」となるため、原則として何人も訴訟記録の閲覧を請求することができることとなりますが、刑事訴訟手続において被害者特定事項の秘匿決定がされている場合や、刑事損害賠償命令手続において記録の閲覧等の制限をする申立てがされている場合などには、原告である犯罪被害者等としては、民事訴訟手続においても特定事項の取扱いについて閲覧等制限の申立て等を希望することが想定されるところです。

については、刑事部と民事部が連携し、例えば、刑事訴訟手続において被害者特定事項の秘匿決定等がされている場合については、刑事部において民事部に記録を送付する際にその旨を記録送付書に記載する等の方法により注意喚起し、民事部において記録を受理した後に速やかに原告である犯罪被害者等に対し、民事訴訟記録の閲覧等の制限に関する手続教示を行うなど、一定の配慮をすることが考えられますので、この旨を関係職員に周知してください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長からこの趣旨を周知してください。